

『教育心理学研究』 投稿論文審査規程

1987年1月10日制定

1999年8月26日改定

2000年6月18日改定

2001年12月23日改定

2013年3月1日改定

2020年12月26日改定

投稿にあたって

1. 論文を投稿する際には、別に定める投稿規程および執筆要項に従うこと。

論文審査にあたって

2. 投稿論文は、編集委員会の委嘱する3名以上の審査者により審査される。審査者の選定にあたっては、原則として、著者と同一大学または研究機関、同一研究グループ等に属する人は避けることとする。なお、審査者は原則として編集委員から選ぶが、主題によってはこれ以外の会員にも依頼することがある。
3. 審査は著者名を秘して行う。
4. 各審査者の審査結果は、次の4つのいずれかにより報告され、あわせて編集委員会および著者あての意見が付される。
 - (a) 採 択：このままの形で、『教育心理学研究』に掲載してよいと判断されるもの。字句などのわずかな修正を要するものも含む。
 - (b) 修正採択：原論文の実質的修正を条件として採択するもの。
 - (c) 再 審 査：このままの形では採択できないが、分析のやり直し、理論的発展、付加的資料の収集、表現の大幅な修正などにより、再検討の余地があると考えられるもの。
 - (d) 不 採 択
5. 2による3名以上の審査結果にもとづき、編集委員会で合議の上、上記4項(a)～(d)のいずれかに決定する。
6. 「修正採択」および「再審査」と決定された論文は、審査者がぜひ必要と考える修正や補足およびこれと等価な修正や補足等が同一修正条項につき3回までに満たされなかったときは、不採択となる。
7. 各審査結果は、審査者の名前を秘して編集委員会の決定を伝える通信文とともに著者に送付する。
8. 「修正採択」と決定された論文が修正後再投稿された際は、審査者のうちの1名がこの

修正が採択条件に合致しているか否か吟味する。「再審査」の場合には、再投稿論文は先の審査者と同じ審査者に送付され審査される。

9. 投稿者は編集委員会の「不採択」の決定があった場合、または審査経過において著しく自己に不利な決定があったと考える場合、書面により異議申し立てを行うことができる。編集委員会がこの異議申し立てを妥当と認めた場合、1回に限って新たな3名以上の審査者により再度審査を行うことができる。
10. 審査委員ないし他の編集委員から、当該論文が、倫理に関して疑義があるとの指摘が出された場合、通常審査結果の判断を保留し、編集委員会で、倫理の観点から投稿論文を審査する。なお、編集委員会は、その判断のための資料を新たに投稿者に求めることができる。論文の修正で解決できない倫理上の問題があると編集委員会において判断された場合には、その旨を記し、「不採択」とする。結果の報告は、通常の手続きと同様に行われる。倫理上の問題がない、または論文の修正で解決できると判断されたときは、通常審査手続きを再開する。